**大阪府入札監視等委員会 入札監視第１部会　平成30年度第１回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　平成30年６月12日（火）午後１時30分から午後４時50分

２　場所　　ＯＭＭビル２階　Ｄホール

３　出席委員　　５名

４　審議対象期間　　平成29年12月１日から平成30年３月31日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中の、入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況、談合情報等の処理状況について事務局、担当課から内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数579件の中から次の10件を委員が抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　抽出事案についての委員からの質問と回答　　別紙のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 一般競争 | 一級河川　落堀川　西橋上部工事その２ | 45,900,000 |
| 一般競争 | 泉佐野第３期地区設備補修（２９－３）工事 | 5,482,080 |
| 一般競争 | 堺泉北港　堺１区　堺２号上屋外　外壁等補修工事 | 70,729,200 |
| 随意契約 | 水分中代地区治山ダム（２９－２・森林防災）工事 | 16,956,000 |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 一般競争 | 流通業務市街地のあり方に関する調査検討業務委託 | 2,916,000 |
| 一般競争 | 牧地区ほ場整備基本計画検討（２９）業務 | 1,998,000 |
| 委託役務業　務 | 一般競争 | 平成２９年度国家戦略特区等プロモーション先発掘業務 | 1,645,272 |
| 一般競争 | 一般府道　鴻池新田停車場線　土壌汚染調査業務 | 291,600 |
| 随意契約 | 平成２９年度　建設資材価格等調査業務（定期調査） | 19,980,000 |
| 物品購入 | 一般競争 | 非常用毛布（掛け敷き兼用タイプ）の購入 | 19,391,337 |

（抽出事案一覧）

（別紙）

| 質問 | 回答 |
| --- | --- |
| **【一級河川　落堀川　西橋上部工事その２】** |  |
| 一者入札となったのはなぜか。 | 本件は、ＰＣ橋上部工事としては規模が小さく、利益が出にくい案件であることと、時期的に技術者の確保が困難であることから、入札参加を見送る者が多く、結果として一者入札となったものと考えている。 |
| 落札率が高いのはなぜか。 | 当該落札者は、不調となった前回入札において最低制限価格未満であったため失格となっており、今回はそれを踏まえた積算を行った上で本件に入札したことから、結果的に落札率が高くなったものと考えている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 工事規模が大きいほど参加者数が増加する傾向がみられるため、同種工事の一括発注等の対応を検討していきたい。 |
| **【泉佐野第３期地区設備補修（２９－３）工事】** |  |
| 落札率が高いのはなぜか。 | １回目の入札において３者の応札があったが２者が失格し、予定価格を超過した１者のみ再入札に参加したため、結果的に落札率が高くなったのではないかと考えている。 |
| 応札者が少なかったのはなぜか。 | 本件は１ヶ所当たりの施工範囲が数ｍと小規模であり、施工場所も６ヶ所に点在していることから、作業の手間を考慮して入札参加を見送る者が多かったものと考えている。  　また、環境農林水産部では、「管工事」を発注する例は少なく、本件の公告に気付いた対象業者が少なかったためではないかと考えている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 契約局の「電子入札情報メールサービス」を活用するなど、案件の周知を行うことにより、参加者を確保していく。 |
|  |  |
| **【堺泉北港　堺１区　堺２号上屋外　外壁等補修工事】** |  |
| 失格者が多かったのはなぜか。 | 本件の主要材料である外壁材がまとまった数量であったことから、参加者が安価に入手できる前提で積算を行ったり、特殊な材質の外壁材を使用するよう求めたにもかかわらず、一般的な材質で積算し、応札額が最低制限価格を下回ったため失格となったのではないかと考えている。 |
| 参加者に対して仕様内容が十分伝わっていないのではないか。 | 特記仕様書や図面に、外壁材は特殊な材質である旨を明記している。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 仕様書や図面において、内容をより分かりやすく表現するよう検討したいと考えている。 |
| **【水分中代地区治山ダム（２９－２・森林防災）工事】** |  |
| ６号随契**※**としたのはなぜか。 | 本件は、既に発注していた治山ダムの工事場所の上流に位置する一支流において、台風被害により林地崩壊が発生し、土砂や倒木の下流への流出抑制のため、追加で必要となった工事である。  本件については、工事場所の位置的にも既発注の治山ダム工事の施工業者に並行して工事をさせた方が、工期の短縮や経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも極めて有利であると判断したことから、６号随契を適用したものである。 |
| 契約額の妥当性は検証したのか。 | 既発注の工事と本件工事に係る現場の管理や共通仮設などの経費を合併積算することにより経費削減を図るとともに、予定価格の制限の範囲内でも再度見積り徴取を行い、契約金額の適正化に努めた。また、単独工事として発注した場合の最低制限価格とも比較し、本件の方が安価になることを確認している。 |
| 今後とも、６号随契を適用する際は、随意契約をした方が有利であるという理由の整理や価格の妥当性に十分留意されたい。 | 当初予期しない事象により追加工事の必要性が生じた場合は、今後とも工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保し、経費の縮減も考慮した上で、随意契約の適用を含め契約事務を適正に運用するよう努めていきたいと考えている。 |
| **【流通業務市街地のあり方に関する調査検討業務委託】** |  |
| 辞退者が多かったのはなぜか。 | アンケート用紙の配付・回収方法については、設計図書に郵送も可能といった具体的な記載がなかったため、入札参加者が作業に要する手間や費用等のリスクを最大限考慮した結果、辞退した者が多くなったのではないかと考えている。また、発注時期が遅かったため、業務執行体制の編成ができなかった可能性もあったのではないかと考えている。 |
| 発注時期を早められなかったのか。  　今後に向けて改善点はあるか。 | 都市計画の変更に関係する地元市との協議に時間を要し、発注時期が年度末近くになったものである。  設計図書において、入札参加者が正確に仕様を把握できるよう具体的な内容を記載するとともに、発注時期を早め、余裕をもった履行期間が確保できるよう検討したいと考えている。 |
| **【牧地区ほ場整備基本計画検討（２９）業務】** |  |
| 辞退理由としてどのようなことが考えられるのか。 | 辞退理由としては、同種業務を他で受注したり、配置技術者の確保が困難であったといったことが考えられる。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 本件については、地権者との合意調整等が必要であることから発注時期を決めにくい面があるが、入札参加者を増やすため、可能な限り上半期に発注できるよう努めたいと考えている。 |
| **【平成２９年度国家戦略特区等プロモーション先発掘業務】** |  |
| 一者入札となったのはなぜか。 | 発注時期が年末となったことや作業期間が年末年始を挟むことから、業者における作業人材の確保が難しくなり、結果として一者入札になったのではないかと考えている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 業者が人材の確保をしやすくするため発注時期を早めるなど、多くの入札参加が得られるように検討したいと考えている。 |
| **【一般府道　鴻池新田停車場線　土壌汚染調査業務】** |  |
| 落札価格が予定価格に比べてかなり低くなっている者がいるが、どのような理由が考えられるのか。 | 本件の調査対象面積が一般的な土壌汚染調査対象面積と比較してかなり小規模であることに加え、業務の履行条件が良かったことから、各入札参加者は受注に向けて独自の積算を行い、一定の競争性が働いた結果、落札価格が低くなったのではないかと考えている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 今回の結果を踏まえ、小規模案件については、面積だけでなく詳細な履行条件を明示するとともに、予定価格の積算方法の見直しを検討したいと考えている。 |
| **【平成２９年度　建設資材価格等調査業務（定期調査）】** |  |
| 本件に随意契約を適用したのはなぜか。 | 本件は、平成30年度の設計単価の基礎資料を作成するものであり、約２ヶ月の履行期間を要し３月中に完了させる必要がある。例年、競争入札で発注していたが、対象資材の増加により調査項目の確定に日数を要し、競争入札に付していては、業務に必要な履行期間の確保が困難となったため、随意契約を適用した。 |
| 契約は競争入札が原則であり、随意契約については、適用条項の判断を含め慎重な検討を行い、運用してほしい。 | 本日の議論を踏まえ、随意契約にあたっては、より慎重な検討を行い運用したい。 |
|  |  |
| **【非常用毛布（掛け敷き兼用タイプ）の購入】**  落札価格が予定価格に比べてかなり低くなっているが、どのような理由が考えられるのか。  　今後に向けて改善点はあるか。 | 市場価格は一定把握していたが、より競争性が働いたものと考えている。  　予定価格の算出に当たっては、より市場価格を把握するよう努めたいと考えている。 |

**※** 『６号随契』：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号に定める「競争入札に付することが不利と認められるとき」に、随意契約によることができる。